

一般競争入札公告

沖縄県企業局が発注する「固定資産（紫外可視分光光度計）の購入」について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和4年9月29日

沖縄県公営企業管理者 企業局長 松田 了

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 紫外可視分光光度計 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和5年1月31日まで
- (4) 納入の場所 沖縄県企業局水質管理事務所

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目区分「機械器具類－理化学機器」に登録された者であること。
- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者として、沖縄県企業局発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること及び入札参加資格確認申請書の提出日まで本県の指名停止処分等を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 沖縄県内に本店、支社、又は営業所等を有すること。

3 入札参加資格の申請方法等

(1) 申請書類の提出期限

この公告の日から令和4年10月13日（木曜日）までの午前9時から午後5時までの間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 申請書類の受付場所

沖縄県企業局 水質管理事務所

〒904-1108 沖縄県うるま市石川東恩納崎1 電話番号098-989-1012

4 入札参加条件

本件に係る入札に参加する者は、納入しようとする機器が仕様書に示す各項目を証明する書類を、この公告の日から令和4年10月13日（木曜日）までの午前9時から午後5時までに（土曜日、日曜日及び休日を除く。）、3(2)の場所に提出すること。

5 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 公告の日から令和4年10月17日（月曜日）までの午前9時から午後5時までの間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日
- (2) 場所 3(2)の場所及び沖縄県企業局ホームページ

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年10月18日（火曜日）午前10時
- (2) 場所 石川浄水場3階 中会議室

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これら

を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (10) 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、最低価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県企業局 水質管理事務所
- (2) 所在地 〒904-1108 沖縄県うるま市石川東恩納崎1

11 その他必要な事項

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則の定めるところによる。
- (3) 詳細は、入札説明書による。